

基幹事業

- 道路
 - 下水道
 - 住宅
 - 港湾
 - 海岸
 - 住環境整備
 - 河川
 - 都市公園
 - 砂防
 - 市街地整備
- 等
- ➡令和5年度からの拡充
- 「**地域公共交通再構築**」を追加
 - 「市街地整備」の「**都市・地域交通戦略推進事業**」を拡充

効果促進事業

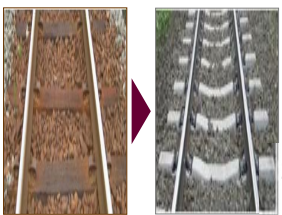
- 基幹事業の効果を高めるために必要な事業
- 全体事業費の2割目途**

地域公共交通再構築事業の概要

交付金事業者等 : 地方公共団体、補助対象経費の1/2

対象事業 : 地域公共交通活性化再生法による計画認定を受けて行う鉄道施設・バス施設の整備
※まちづくりとの相互連携等が要件

地方財政措置 : 鉄道施設 : 地方負担分について、地方債充当率100%、うち45%について交付税措置
バス施設 : 地方負担分について、特別交付税措置80%



軌道の強化
(高速化)



駅舎の
新改築・移設



既存施設の
撤去



GX/DX
鉄道車両



停留所
乗換所



営業所
車庫



充電施設
蓄電池



GX/DX
バス車両

地域公共交通再構築事業 - 社会資本整備総合交付金

地方公共団体が、**立地適正化計画をはじめとするまちづくり計画等**において**公共交通の利活用を位置づけた**場合で、**地域公共交通ネットワークの再構築**に必要なインフラ整備が、**地域公共交通計画に基づく特定事業**として実施される際の地域の取組を支援

【交付金事業者】 地方公共団体 ※交付金の対象事業は、地方公共団体からの補助金を受けて、民間事業者が実施するものも含まれる

【補助率】 1/2

【交付対象事業】

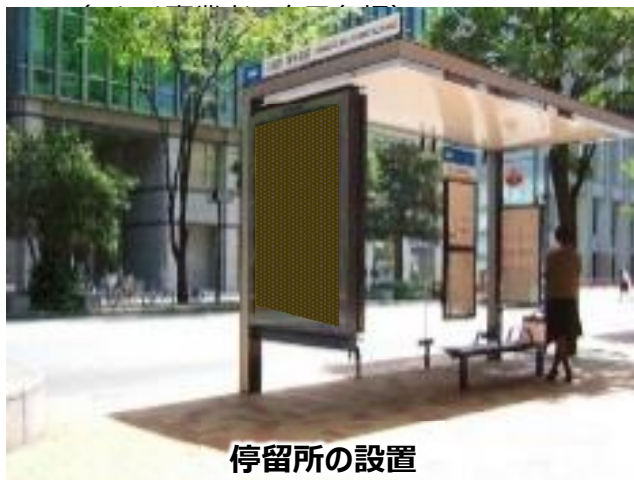
地域公共交通特定事業※の実施計画の**認定**を受けた、持続可能性・利便性・効率性の向上に資する施設整備

※地域公共交通活性化法に基づく、**ローカル鉄道に係る公共交通再構築**や**バス路線の再編**等を行う事業実施計画

- ・**鉄道施設**（駅施設、線路設備、電路設備、信号保安設備 等）の整備
- ・**バス施設**（停留所・車庫・営業所・バスロケ施設・EVバス関連施設（発電・蓄電・充電）等）の整備

※上記とあわせて、**効果促進事業**（地方自治体の作成する社会資本総合整備計画ごとに交付対象事業全体の20%を目途）で、**鉄道・バス車両**の導入も支援

※JR本州3社又は大手民鉄の路線については、補助対象経費は総事業費の2/3を上限



停留所の設置



EVバス充電施設の設置



駅の新設・移設・改築

【地方財政措置】

- ・鉄道施設：地方負担分について、地方債充当率100%、うち45%について交付税措置
- ・バス施設：地方負担分について、特別交付税措置80%

鉄道・バスに係るEV車両、自動運転車両など先進的な車両の導入等を支援することにより、より持続可能で利便性・生産性の高い地域交通へと再構築を図る。

(対象事業) 地域におけるまちづくりに関する施策と連携して取り組む地域公共交通ネットワークの形成に必要な先進車両の導入等の支援に関する事業

※ 先進車両の考え方については、地域公共交通再構築事業（社会資本整備総合交付金）と同様

(補助率) 1/2

(補助対象事業者) 地方公共団体

※ 交付金の対象事業は、地方公共団体からの補助金を受けて、民間事業者が実施するものも含まれる

(他の要件) 補助対象事業の要件については、地域公共交通再構築事業（社会資本整備総合交付金）と同様の考え方